

(イ) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 (1) 児童虐待防止対策事業

② 要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実

事業概要	要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	要保護児童対策地域協議会個別支援会議（「個別支援会議」）の実施回数については、児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の考え方	全市域で、要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を実施するため、関係機関等が具体的な支援内容や役割分担を確認できるよう、個別支援会議を開催するとともに関係機関相互の適切な連携を図ります。

(単位：開催回数(回))

全市域	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
量の見込み	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	—
確保方策	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	986

(ウ) 子育て世帯訪問支援事業

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 (1) 児童虐待防止対策事業

⑥ 地域の見守り体制の構築・充実

事業概要	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援を必要とする家庭は増加するものと見込み、保護者の養育を支援することが必要な児童等の数をもとに、年間利用件数を見込みます。
確保方策の考え方	支援を必要とする家庭等に対してより充実した支援を行う必要があるため、支援が必要な家庭等の早期の把握に努め、的確な支援を行います。

(単位：年間利用件数(人日))

全市域	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	988	991	1,003	1,014	1,021
確保方策	988	991	1,003	1,014	1,021

ケ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業（4）地域子育て支援事業

① 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	推計就学前児童数と教育・保育の量の見込みから推計在宅児童数を算出します。推計在宅児童数から算出した推計新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数乗じて年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	● 地域子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流促進や相談支援等を実施します。 ● 保育・子育て総合支援センターと連携を図り、利用ニーズに的確に対応していきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 5 (2023) 年度実績
川崎区	量の見込み	21,769	20,044	18,537	16,419	14,498	-
	確保方策	21,769	20,044	18,537	16,419	14,498	19,580
幸区	量の見込み	14,144	12,785	11,674	10,667	10,026	-
	確保方策	14,144	12,785	11,674	10,667	10,026	18,409
中原区	量の見込み	25,979	23,448	21,219	20,450	20,413	-
	確保方策	25,979	23,448	21,219	20,450	20,413	35,458
高津区	量の見込み	23,480	20,748	18,396	17,005	16,707	-
	確保方策	23,480	20,748	18,396	17,005	16,707	28,274
宮前区	量の見込み	32,394	30,876	29,285	27,622	25,684	-
	確保方策	32,394	30,876	29,285	27,622	25,684	29,988
多摩区	量の見込み	17,013	15,171	14,171	13,733	13,452	-
	確保方策	17,013	15,171	14,171	13,733	13,452	19,334
麻生区	量の見込み	13,568	12,574	11,537	10,173	8,979	-
	確保方策	13,568	12,574	11,537	10,173	8,979	14,517
全市	量の見込み	148,347	135,646	124,819	116,069	109,759	-
	確保方策	148,347	135,646	124,819	116,069	109,759	165,560

コ 一時預かり事業

(ア) 幼稚園型

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (6) 幼児教育推進事業

① 幼稚園型一時預かり事業の推進

事業概要	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	利用者実績及び市内幼稚園を対象に実施している個別相談等の実施状況をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	● 事業実施希望調査の結果を踏まえ説明会等を開催し、幼稚園型一時預かり実施園の拡充を図ります。 ● 就労形態等、保育ニーズの多様化に対応するため、実施園における預かり保育の長時間化・通年化を推進します。

(単位：年間延べ利用人数(人))

区域		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
川崎区	量の見込み	41,203	39,637	37,899	35,616	34,262	—
	確保方策	41,203	39,637	37,899	35,616	34,262	35,930
幸区	量の見込み	41,029	39,470	37,740	35,466	34,118	—
	確保方策	41,029	39,470	37,740	35,466	34,118	35,778
中原区	量の見込み	55,265	53,164	50,834	47,772	45,955	—
	確保方策	55,265	53,164	50,834	47,772	45,955	48,192
高津区	量の見込み	47,539	45,732	43,728	41,094	39,531	—
	確保方策	47,539	45,732	43,728	41,094	39,531	41,455
宮前区	量の見込み	61,891	59,538	56,929	53,499	51,465	—
	確保方策	61,891	59,538	56,929	53,499	51,465	53,970
多摩区	量の見込み	42,158	40,555	38,778	36,442	35,056	—
	確保方策	42,158	40,555	38,778	36,442	35,056	36,763
麻生区	量の見込み	46,295	44,535	42,584	40,018	38,497	—
	確保方策	46,295	44,535	42,584	40,018	38,497	40,371
全市	量の見込み	335,381	322,632	308,491	289,906	278,884	—
	確保方策	335,381	322,632	308,491	289,906	278,884	292,459

(イ) 保育所における一時預かり

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (3) 民間保育所運営事業

② 一時保育実施数の適正化

事業概要	保護者などが週3日以内又は月64時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、本事業の利用者は、平成29(2017)年度実績をピークに減少傾向に転じており、過去の実績をもとに、令和7(2025)年度以降の人口減少率を考慮し、量を見込みます。
確保方策の考え方	働き方の多様化や少子化、核家族化の進行などによる、子どもや子育てをめぐる環境の変化に伴う保護者の心理的・肉体的な負担軽減のために、継続的な事業実施が必要であることから、全市において安定的に実施が見込める保育・子育て総合支援センターにおける事業化を進めます。また、民間保育所においては、利用状況の分析に加え、潜在的な需要や、利用を希望しながらも実際の利用につなげていないケースの状況把握等を踏まえた地域バランスの改善に向け、必要に応じて既存園における事業の見直しや効果的な新設園の整備を進めていきます。

(単位：年間延べ利用人数(人))

区域		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
川崎区	量の見込み	5,735	5,283	4,886	4,326	3,820	—
	確保方策	5,735	5,283	4,886	4,326	3,820	6,531
幸区	量の見込み	10,326	9,328	8,524	7,783	7,315	—
	確保方策	10,326	9,328	8,524	7,783	7,315	12,092
中原区	量の見込み	14,730	13,298	12,033	11,595	11,579	—
	確保方策	14,730	13,298	12,033	11,595	11,579	18,352
高津区	量の見込み	14,184	12,533	11,117	10,276	10,091	—
	確保方策	14,184	12,533	11,117	10,276	10,091	17,300
宮前区	量の見込み	13,862	13,214	12,530	11,821	10,992	—
	確保方策	13,862	13,214	12,530	11,821	10,992	15,255
多摩区	量の見込み	12,830	11,440	10,689	10,366	10,155	—
	確保方策	12,830	11,440	10,689	10,366	10,155	15,766
麻生区	量の見込み	9,127	8,457	7,767	6,850	6,047	—
	確保方策	9,127	8,457	7,767	6,850	6,047	10,785
全市	量の見込み	80,794	73,553	67,546	63,017	59,999	—
	確保方策	80,794	73,553	67,546	63,017	59,999	96,081

サ 病児・病後児保育事業

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (5) 認可外保育施設等支援事業

① 病児・病後児保育事業の実施

事業概要	0歳5か月から小学校3年生までの児童が病気やその回復期のため集団保育等が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育等を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	過去の実績から、将来人口推計（小学3年生まで）の減少率を踏まえて量を見込みます。
確保方策の考え方	市内7か所の施設体制により、必要な提供体制を確保します。

(単位：年間延べ利用人数(人))

区域		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
川崎区	量の見込み	725	687	651	621	589	-
	確保方策	725	687	651	621	589	804
幸区	量の見込み	710	687	662	637	617	-
	確保方策	710	687	662	637	617	742
中原区	量の見込み	1,143	1,092	1,040	1,004	970	-
	確保方策	1,143	1,092	1,040	1,004	970	1,255
高津区	量の見込み	484	462	440	422	407	-
	確保方策	484	462	440	422	407	527
宮前区	量の見込み	978	939	903	869	835	-
	確保方策	978	939	903	869	835	1,052
多摩区	量の見込み	1,308	1,290	1,277	1,258	1,244	-
	確保方策	1,308	1,290	1,277	1,258	1,244	1,351
麻生区	量の見込み	436	417	399	382	364	-
	確保方策	436	417	399	382	364	476
全市	量の見込み	5,784	5,574	5,372	5,193	5,026	-
	確保方策	5,784	5,574	5,372	5,193	5,026	6,207

シ ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業（4）地域子育て支援事業

② ふれあい子育てサポートセンター事業の実施

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅や地域子育て支援センター等での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	子育てヘルパー会員数の増加を図り、利用希望者と子育てヘルパー会員とのマッチングを高め、利用ニーズに的確に対応していきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 5 (2023) 年度実績
川崎区	量の見込み	784	739	707	670	645	-
	確保方策	784	739	707	670	645	873
幸区	量の見込み	1,492	1,438	1,389	1,340	1,299	-
	確保方策	1,492	1,438	1,389	1,340	1,299	1,604
中原区	量の見込み	3,563	3,405	3,280	3,198	3,122	-
	確保方策	3,563	3,405	3,280	3,198	3,122	3,983
高津区	量の見込み	979	936	905	867	843	-
	確保方策	979	936	905	867	843	1,080
宮前区	量の見込み	1,168	1,122	1,085	1,043	1,013	-
	確保方策	1,168	1,122	1,085	1,043	1,013	1,251
多摩区	量の見込み	1,083	1,071	1,062	1,052	1,043	-
	確保方策	1,083	1,071	1,062	1,052	1,043	1,123
麻生区	量の見込み	1,421	1,344	1,291	1,217	1,179	-
	確保方策	1,421	1,344	1,291	1,217	1,179	1,550
全市	量の見込み	10,490	10,055	9,719	9,387	9,144	-
	確保方策	10,490	10,055	9,719	9,387	9,144	11,464

ス 妊婦健康診査

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (1) 妊婦・乳幼児健康診査事業

③ 妊婦健康診査の費用の一部助成の実施

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	推計妊娠届出数(推計出生数に過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合を乗じて算出)に妊婦健康診査の推計延べ受診回数(妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均)を乗じて、年間延べ受診回数を見込みます。
確保方策の考え方	● 推計妊娠届出数が実績を下回る見込みであり、その全数を支援するため、現行の体制を維持し、年間を通して、対象となる妊婦健康診査の受診費用に対して、費用の一部を公費負担していきます。 ● 母子保健情報管理システムの活用により、対象者の状況を的確に把握し、受診勧奨や保健指導を行うとともに、受診結果を把握し妊娠期の保健の向上を図ります。 ● 実施体制・機関：市内委託医療機関、市外協力医療機関

(単位：※1 年間延べ受診回数(回)、※2 人数(人)、※3 件数(件))

全市域	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 5 (2023) 年度実績
量の見込み ※1	126,335	122,751	119,712	117,194	114,875	-
確保方策 ※1	126,335	122,751	119,712	117,194	114,875	140,235
(参考) 推計出生数 ※2	10,373	10,079	9,829	9,622	9,432	11,371
(参考) 推計妊娠 届出数※3	10,891	10,582	10,320	10,103	9,903	11,960

セ 産後ケア事業

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

⑥ 産後ケア事業の実施

事業概要	産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を行う事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	推計出生数、過去の利用実績及び事業を拡充した令和6年度の利用状況から、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	妊婦等包括相談支援事業等を活用し、対象者に対して適切に事業を案内し、サービスを提供していきます。

(単位：延べ人数(人))

全市域	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
量の見込み	6,846	6,652	6,487	6,350	6,225	-
確保方策	6,846	6,652	6,487	6,350	6,225	2,504

2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

(1) 概要

本市では、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業を市内114校で実施しています。

わくわくプラザ事業では、地域ボランティア等の人材を積極的に活用するほか、地域における様々な施設や団体等の地域資源を生かし、工作教室、絵画教室、スポーツ教室、実験教室、観察教室、料理教室、各種体験教室、読み聞かせ等、多様なプログラムを実施しています。

(2) 取組の考え方

ア 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な実施

放課後児童健全育成事業は、就労等により保護者が日中いない家庭の児童に対して、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。

また、放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

本市においては、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、本市のすべての市立小学校において、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施するわくわくプラザ事業により、すべての児童と一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

イ 小学校の施設の活用

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、児童の健やかな成長のため、学校関係者とわくわくプラザ事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要なことから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等、小学校の施設の活用を促進していきます。

なお、本市においては、児童数の増加が予測されている地域があることや、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う35人学級の実施の影響などにより、教室の確保が課題となる学校があるため、学校施設の活用を検討する際には、教育委員会と十分に連携を図りながら調整を進めます。

(ア) 余裕教室の活用促進

児童数の動向や設備の状況を踏まえ、現に使われている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、わくわくプラザ事業に活用できないか、学校と調整を図ります。

(イ) 放課後等における学校施設の一時的な活用の促進

学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について、わくわくプラザ事業の実施場所として活用するなど、一時的な活用について、学校と調整を図ります。

ウ 学校・保護者との具体的な連携

児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者とわくわくプラザの関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図ります。

また、保護者との日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有します。なお、児童の状況等には家庭が関係する場合もあることから、対話等を通じて保護者が抱える悩みや不安を把握し、保護者に対する支援につなげていきます。

エ 特別な配慮を要する児童への対応

障害のある児童や虐待やいじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童が安心して過ごすことができるよう、安全・安心な居場所を確保します。

オ 放課後児童健全育成事業の開所時間

放課後から午後6時まで、土曜日は午前8時30分から午後6時まで、土曜日以外の学校休業日は午前8時から午後6時までわくわくプラザ事業を実施しています。さらに、午後6時までに、児童のお迎えが難しい場合に午後7時まで児童の安全・安心な居場所を確保する子育て支援わくわくプラザ事業を実施しています。

カ 子どもの自主性、社会性等のより一層の向上

子ども一人ひとりの発達の状況が異なることを踏まえ、関わりを考え、遊びや生活の中でそれぞれの子どもの感情や意思を尊重し、社会性、自主性の向上を図ります。

キ 放課後児童健全育成事業における支援内容の利用者等への周知

支援の内容を個々の保護者に日常的に伝えとともに、定期的にわかりやすく説明します。
また、定期的にお便りを発行し、小学校や地域に配布するなど広く周知します。

ク 事業の質の向上

職務を遂行する上で必要な知識や技能の習得を目的とした、わくわくプラザ事業に従事する職員の資質向上のための研修を実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策及び放課後子供教室の目標事業量と確保事業量

ア 放課後児童健全育成事業

44頁の「オ 放課後児童健全育成事業」に記載しています。

イ 放課後子供教室（校内交流型）

（単位：実施か所数（か所））

全市域	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
目標事業量	115	115	115	115	115
確保事業量	115	115	115	115	115

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保 及び家庭養育の推進

(川崎市社会的養育推進計画)

(1) 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

本計画は、児童福祉法をはじめとする関係法令や「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和 6 年 3 月 12 日子支課第 125 号こども家庭庁支援局長通知、以下「計画策定要領」という）」を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めるため、策定するものです。

児童福祉法では、国及び地方自治体の責務として「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援」すること、家庭で生活することが困難である児童については「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育」すること、それが適当でない児童については「できる限り良好な家庭的環境において養育」することを定めています。また、代替養育（里親家庭や児童養護施設・乳児院等での養育）を必要とする場合においても、児童の考えや意見を聴き、その状況なども斟酌しながら、生活の場を定めていくことが必要になります。

本市においても児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の増加等、子育てに不安や悩みなどを抱える家庭が増加していると考えられることから、家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防につながる取組を進めるとともに、家庭に代わり社会的に養育する必要がある児童については代替養育につなげ、できる限り家庭的環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ること、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保することが必要です。

ア 基本的な考え方

本計画では次の3つを基本的な考え方として施策を展開します。

《基本的な考え方Ⅰ》

専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育て上の不安や悩みなどを抱えこみ、援助希求を発信できず、必要な支援につなげていない子育て家庭があることも考えられます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭において健やかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取り組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

《基本的な考え方Ⅱ》

代替養育を必要とする児童への支援の充実

代替養育を必要とする児童については、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を念頭に置きながら、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があり、様々な状況にある児童それぞれに適切に対応することができるよう環境整備を図ることが必要です。

児童への支援の基盤となるものは、権利擁護であり、その一環として、意見表明などの機会を担保し、児童の最善の利益を実現していくことが求められます。

里親家庭・施設それぞれにおいてすべての要保護児童が心身ともに健やかに養育され自立していけるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実を目指します。

《基本的な考え方Ⅲ》

本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数については、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、様々な状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保するなど、里親と施設の両輪により、社会的養護の体制整備を進めていきます。

また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

イ「量の見込みと確保方策」について

この計画は計画策定要領に基づき、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの要保護児童の量の見込みと確保方策を定めたものであり、必要な場合には、計画の見直しを行い、取組の促進を図ることとなっています。

令和 2（2020）年 2 月に策定した「川崎市社会的養育推進計画」では、令和 2（2020）年度から令和 3（2021）年度を第 1 期、令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度を第 2 期、令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度を第 3 期としており、第 2 期以降、現行の「第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の本章において社会的養育推進計画の位置づけを行っています。

なお、令和 7（2025）年度中には「第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を第 3 期へと改定して策定する予定であり、その際、必要に応じて量の見込みと確保方策の見直しを行います。

ウ 評価のための指標と PDCA サイクルの運用について

計画の進捗については毎年度、計画策定要領に基づき点検・評価を行い、庁内の会議や児童福祉審議会へ報告を行うとともに、課題となっている部分等の取り組みについて見直しを行うなど、適切な PDCA サイクルを運用していきます。

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

児童福祉法の理念に基づき、こどもの権利擁護の観点から、一時保護の措置や代替養育を受けるこどもの状況や意向を踏まえながら代替養育等の環境を選択するとともに、一時保護や代替養育を行う者が、こどもの生育状況や新たな環境で生活することに留意しながら、こどもに寄り添った支援を行っていく必要があります。

令和4年の児童福祉法等改正では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されたことやこどもの権利擁護に係る環境整備が規定され、本市においても取組を進めていく必要があります。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

こどもの意見聴取等の実施	・里親等への委託や施設入所時、一時保護開始時にすべてのこどもに対し子どもの権利ノート等の配付しこどもの権利について説明するとともに、人権オンブズパーソンへ相談ができるよう環境を整備しています。 ・児童相談所が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、一時保護の決定時等措置開始時等においてこどもの意見聴取等を行っています。 ・意見表明等支援員を一時保護所等に派遣する意見表明等支援事業を実施しています（令和6年度）。 ・こどもから出された意見・意向については、援助方針等こどもの状況を勘案しながら児童相談所内で支援方法や内容を検討・協議し、可能な限り尊重するよう取り組んでいます。
こどもの権利擁護に関する研修の実施	児童相談所職員及び区役所職員に対し、児童相談所新任研修・児童福祉司任用後研修・要保護児童対策地域協議会調整担当者研修においてこどもの権利に関する内容を実施しています。

ウ 資源の整備・取組方針

現在の取組に加え、令和6年度から開始する意見表明等支援事業については、意見表明等支援員の確保をすることにより、活動日数の増加や施設入所児童への実施等、拡充に向けて取組をさらに推進していきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
意見表明支援を利用可能な児童数	993人	997人	1,000人	1,002人	1,004人	908人	
意見表明支援事業における意見表明等支援員の活動延べ日数	24日	32日	32日	32日	32日	未実施	
こどもの権利擁護に関する研修の実施回数（年）	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	
こどもの権利擁護に関する研修の受講者数	59人	59人	59人	59人	59人	63人	

(3) 児童家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

(ア) 区役所における相談支援体制の整備

児童虐待等の未然防止に向けては、支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し、必要な相談支援につなげていくことが必要です。

本市では、これまで各区役所地域みまもり支援センターに子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点を位置づけ、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能を構築し、総合的な相談支援を実施してきたところですが、令和4年に改正された児童福祉法において、市町村は全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされ、本市も対応が求められています。

(イ) 家庭支援事業等の実施による相談支援の充実

令和4年改正の児童福祉法により、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が創設されました。また、新規の3事業に子育て短期支援事業（本市での事業名称は子育て短期利用事業）・一時預かり事業・養育支援訪問事業を加えた6事業については、児童福祉法上「家庭支援事業」と位置付けられ、市町村による利用勧奨・措置が可能となりました。本市においても家庭支援事業を実施することにより、ヤングケアラーを含む子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援につなげていくことで、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことが求められています。

また、経済的な事情やDV被害等により地域での生活が困難な母子家庭については、安全な生活の場を確保するとともに、その後の地域での生活への円滑な移行に向けた専門的支援を行う必要があります。本市に設置している母子生活支援施設では、そうした母子家庭に生活の場を提供するとともに、生活や就労に関するサポートを行い、併せて退所した方への相談支援等を行っています。

(ウ) 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組

児童家庭支援センターは、相談支援を担当する専門職や心理療法担当職員がこどもの養育に不安を抱える家庭の相談支援等を行っています。

児童家庭支援センターはこうした専門的な支援を行う機関として、児童相談所や区役所等との連携のあり方や児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューについてなど、地域における相談支援について行政と共に検討していくことが必要です。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置	各区・支所に子育て世代包括支援センター（9か所）、各区に子ども家庭総合支援拠点（7か所）を位置づけ、母子保健機能と児童福祉機能が一体的に相談支援を実施しています。
児童家庭相談に関わる区役所等職員への研修実施	要保護児童対策地域協議会調整担当者研修をはじめ、専門機能強化研修や外部へ派遣研修を行い、区役所職員等への人材育成に取り組んでいます。
家庭支援事業	家庭支援事業のうち、子育て短期利用事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業を実施しています。 事業概要、令和5年度実績等は各ページ参照 子育て短期利用事業 46 ページ 養育支援訪問事業 48 ページ 一時預かり事業（幼稚園型・保育所における一時預かり）51・52 ページ
児童家庭支援センターの設置	市内2か所の乳児院・4か所の児童養護施設に児童家庭支援センターを併設し、社会福祉士等の相談員や心理療法担当職員が養育に不安を抱える家庭へ

	の相談支援を行っています。また、子育て短期利用事業の窓口となり、保護者の病気や出産、育児疲れ等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則 7 日以内でこどもを預かっています。
--	---

ウ 資源の整備・取組方針

(ア) 区役所における相談支援体制の整備

地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置づけ、令和 7 年度から試行実施することにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援に取り組めます。

(イ) 家庭支援事業等の実施による相談支援の充実

こども家庭センター機能の位置づけに伴いサポートプランに基づく支援を実施することにより、今後家庭支援事業につながる児童・家庭の増加も見込まれることから、これまで実施している既存事業の充実を図るとともに、新規の 3 事業についても実施に向けて検討を進めます。

また、母子生活支援施設に入所する母子等に対しては、児童、母親それぞれを対象とした支援の充実を図りながら、施設退所後の地域での安定した生活を見据え、とりわけ母親の生活能力や社会性の向上、就労に結びつく各種サポートを踏まえた自立支援にも今後注力していく必要があります。

(ウ) 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組

乳児院や児童養護施設が持つ子どもの養育や家族支援等に関する専門性を活かし、児童家庭支援センターによる相談支援の充実、子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ事業）の実施、児童福祉法に基づき児童家庭支援センターが支援を行うことが効果的であるもの等について指導委託を行うことで、子育て支援及び保護者支援の充実を図ります。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込み量及び評価のための指標

	第 2 期	第 3 期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
こども家庭センターの設置数	7か所 (試行実施)	7か所	7か所	7か所	7か所	0か所	
児童家庭相談に関する区役所等職員への研修実施回数	21回	21回	21回	21回	21回	21回	
児童家庭相談に関する区役所等研修の延べ受講者数	520人	520人	520人	520人	520人	521人	
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	7区で 実施	7区で 実施	7区で 実施	7区で 実施	7区で 実施	0区	
児童家庭支援センター設置数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	
子育て短期利用事業を委託している児童家庭支援センター数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	1件	1件	1件	1件	1件	0件	

※家庭支援事業については、子ども・子育て支援事業計画に基づく量の見込み・確保方策を位置づけ（子育て短期利用事業 46 ページ、養育支援訪問事業 48 ページ、子育て世帯訪問支援事業 49 ページ、一時預かり事業（幼稚園型・保育所における一時預かり）51・52 ページ参照）

（４）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

特定妊婦等の支援対象者に対しては、これまでも区などにおいて丁寧な支援を実施してまいりましたが、様々な事情によりやむを得ず一時的に母子を分離して支援を行うこともありました。相談支援をはじめとして、支援対象者が抱える悩みや課題などについては、早期に把握し、必要な支援を行う機関につなぐことが求められますが、どこに相談したらよいかわからない、家族等にわからないように相談したいが難しい、そもそも行政等の支援を求めたくない等、つながりをもつこと自体にハードルがある場合も多く、着実に支援の手が届くことが求められます。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

妊産婦等生活援助事業の事業所数	特定妊婦への支援については、区役所地域みまもり支援センターや、児童相談所職員が、各ケースごとに個別対応し、必要に応じて一時保護等を実施してきました。なお、本事業の事業所については令和６年１０月に１か所開所しました。
研修の実施回数（年間）	児童相談所の新任研修、児童福祉司任用後研修や、要保護児童対策地域協議会調整担当者研修等において、特定妊婦等への支援等について研修を実施しています。
助産施設の設置数	経済的な理由で出産費用を負担できない方が、安心して入院出産できるよう補助を行う、児童福祉法に定められた制度で、市内３施設において実施しています。

ウ 資源の整備・取組方針

今般の児童福祉法改正に伴い都道府県等の事業として位置づけられた妊産婦等生活援助事業は、支援対象者が地域で暮らしながら、通いにより、あるいは必要に応じて事業所へ入居することにより、母子を分離しない形で生活上の支援や、各種相談等の対応を行うことも可能となります。

また、既存の乳児院や母子生活支援施設との連携を図ることで、各施設で培ってきた養育機能やアセスメントの専門性などを、本事業の利用者の支援に活かすことができると考えています。

特定妊婦として支援対象となる方の総数を考慮すると、特に今後入居による支援を含め、本事業が実施する各種支援につながる方が増加していくと見込まれます。本市においても令和６年度中に開設した事業所を中心に、一人でも多くの支援対象者が本事業につながるよう周知等を重ねるとともに、安心して子育てができるよう、支援の実績を蓄積し、事業拡充の必要性について、検討を重ねていきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第２期	第３期					実績
	R7	R8	R9	R10	R11		R5
	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)		(2023)
妊産婦等生活援助事業の事業所数	1	1	1	1	1		—
研修の実施回数（年間）	1	1	1	1	1		1
助産施設の設置数	3	3	3	3	3		3

(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

代替養育を必要とする児童数（措置児童数）は、計画策定要領に示された算定方法に基づき、将来児童人口推計及び過去の児童人口に占める措置児童数の割合（措置率）を算定し推計します。

本章 1（4）で行った推計時点では、児童人口は令和 11（2029）年まで減少傾向であるものの、近年の児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の状況等から、当面は措置児童数の増加が継続すると予測し算定を行っています。

なお、措置児童数については毎年度状況を把握し、計画の改定時期に合わせて検証を行い、必要に応じて推計の見直しを行います。

■代替養育を必要とする児童数の推計

（単位：人）

年度	第 2 期	第 3 期				実績値
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
児童人口	241,047	237,418	233,198	228,315	223,638	247,897
児童人口に対する措置率	0.144%	0.148%	0.152%	0.156%	0.161%	0.136%
措置率増加率	-	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%
縁組成立控除前措置児童数	347	351	354	356	358	337
措置児童数	341	345	348	350	352	331

※ 令和 7 年度の措置率については、令和 2 年度から令和 5 年度までの平均（0.144%）を採用しています。

※ 措置率増加率については、児童相談所一時保護所において、公的保護方向の判断に基づき里親や施設に措置を行う予定の児童が常時相当数いることを踏まえ、第 2 期計画策定時に用いた数値（2.7%）を採用しています。

※ 措置児童数の算定に際しては、計画策定要領に基づき、対象児童のうち特別養子縁組が成立すると見込まれる児童数を毎年度控除しています。

■代替養育を必要とする児童数の推計（年齢別）

（単位：人）

年度	第 2 期	第 3 期					実績値
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
就学前児童（3 歳未満）	32	32	33	33	33	22	
（里親等委託率対象児童数）	32	32	33	33	33	22	
就学前児童（3 歳以上）	48	49	49	49	50	54	
（里親等委託率対象児童数）	42	43	43	43	44	48	
就学児童	261	264	266	268	269	255	
（里親等委託率対象児童数）	206	203	205	207	202	218	
合計	341	345	348	350	352	331	
（里親等委託率対象児童数）	280	278	281	283	279	288	

※ 里親等委託率対象児童数とは、国の示す里親等委託率の対象となる児童数であり、措置児童数全体から算定対象外となる児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）入所児童数を控除した人数をいいます。

(6) 一時保護改革に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

児童の一時保護は、法令に基づき、児童の安全確保や児童の置かれている環境等の調査のため、必要時には確実に実施することが求められます。本市では平成 20 年代後半から児童虐待相談・通告件数が大幅に増加した中、一時保護所においても恒常的な定員超過状態が継続し、一時保護所の環境整備が必要とされていました。一時保護の多くはこどもを一時的にその養育環境から離す行為であり、養育環境の変化により精神的にも大きな不安を伴うものであることから、児童の心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう、生活環境の改善や一時保護期間の短期化等、一時保護を受ける児童の最善の利益を考慮しながら、一層の改善を図る必要があります。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

一時保護所の環境整備等	・恒常的な定員超過状態の解消や今後さらに一時保護児童数が増加した際にも確実に受入ができるよう体制を確保するため、令和 2 年度から中部児童相談所一時保護所の改築に着手し、令和 7 年度供用開始時に市全体で最大 100 名の受入が可能となるよう整備を進めています。 ・一時保護所の運営等に関する会議を定期的に行い、一時保護所での生活やこどもへの対応について検討を行っています。 ・一時保護されたこどもに対し権利擁護や適切なケアが実施できる人材を育成するため、毎月一時保護所職員に対して研修等を行っています。
-------------	--

ウ 資源の整備・取組方針

これまでの一時保護所におけるこどもへの意見聴取をはじめ、一時保護所の運営等に関する検討、一時保護所職員への人材育成等の取組を継続するとともに、一時保護が長期化することにも対しどのように環境を整備していくか、引き続き検討していきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第 2 期	第 3 期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
一時保護所の定員数	88 人	88 人	88 人	88 人	88 人	70 人
第三者評価を実施している一時保護施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
一時保護所職員に対する研修の実施回数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
一時保護所職員に対する研修の延べ受講者数	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人	124 人
一時保護が可能な児童福祉施設の数	18	20	20	20	22	16
一時保護所平均入所日数	51 日	51 日	51 日	51 日	51 日	46 日
一時保護所平均入所率	78.1%	78.1%	78.1%	78.1%	78.1%	98.2%

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

(ア) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

本市では区役所地域みまもり支援センターにおける児童虐待予防の支援により、地域での生活を継続できるよう取り組んでいます。それでもなお代替養育を必要とするこどもに対しては、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することが必要です。

(イ) 親子関係再構築に向けた取組

親子関係再構築支援³は、分離して生活しているこどもと親のみを対象とするだけでなく、権利に根差して、こどもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中で、こどもの最善の利益の実現を目的としているため、本市においても、児童相談所や関係機関等が子供の意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築する必要があります。

(ウ) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

児童相談所におけるケースマネジメントの考え方については(7)ア(ア)に示したとおりであり、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方に基づき、代替養育が開始された時点から児童相談所が中心となり、子どもの意向や状況等を踏まえながら、子どもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討します。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築	区役所地域みまもり支援センターと連携しながら児童虐待の重症化予防に取り組むとともに、こどもの家庭復帰が難しい場合は、できる限り家庭的な養育環境を確保するよう特別養子縁組や里親への措置を検討しています。
親子関係再構築に向けた取組	令和6年度から各児童相談所において児童福祉司・児童心理司からなる専任チームを設け、親子関係再構築支援事業の試行実施を含む、親子関係再構築のための相談支援を行っています。
特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築	養子縁組里親支援に特化したフォスティング機関と児童相談所が連携し、乳児院に一時保護委託となった乳児等を中心に、迅速かつ丁寧なアセスメントに基づき、特別養子縁組成立を目指すなど、パーマネンシー保障を念頭に置いた支援を行っています。

ウ 資源の整備・取組方針

(ア) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

児童相談所はこどもを心身ともに安全かつ健全に養育ができるよう家庭に対する支援を行い、家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合は親族等養育、特別養子縁組の委託を検討するなどケースマネジメントをさらに推進します。

(イ) 親子関係再構築に向けた取組

ペアレントトレーニング等個別の保護者支援プログラムの実施をはじめ、家族の抱えるリスクや二

³ 親子関係再構築支援とは、こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むことです。

ーズ等のアセスメントに基づいてこどもと親の状況に応じた適切な支援を展開できるよう、親子関係再構築に向けた総合的な支援に取り組んでいきます。また、子どもや保護者を取り巻く社会環境の変化と多様なニーズに応えられるよう、スーパーバイザーによる助言や研修等により人材育成を図りながら、職員間で実践を共有し、支援の質の向上につなげます。

親子関係再構築支援の実施にあたって、児童相談所との相談関係を構築することが難しい状況にある保護者に対しては、児童相談所以外の機関や支援者が保護者をサポートする体制づくりは重要であり、児童相談所以外の第三者機関が加わることで、多様な立場から保護者と子どもを支援する体制づくりにつながることから、保護者支援プログラムの実施機関等と連携・協働することにより、さらに専門性を活かした支援を行います。

(ウ) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

本市では、養子縁組里親の支援に特化した形のフォスティング機関を令和２年度から１機関設置しており、特別養子縁組に関する制度の理解、普及啓発やリクルート及び養親となる里親の育成、子どもの委託後の支援、特別養子縁組成立後の支援などを、児童相談所の援助期間経過後も継続的に実施するなど、持続的な家族関係の形成とその後の支援を担っています。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

の整備等について、資料の先達量及び評価のたのめ目標

	第 2 期	第 3 期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
児童相談所における専門チームの配備	3	3	3	3	3	0	
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	38人	44人	50人	56人	62人	4人	
親への相談支援に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	16回	16回	16回	16回	16回	14回	
親への相談支援に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	350人	350人	350人	350人	350人	272人	
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	6	6	6	6	6	6	
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	59人	59人	59人	59人	59人	63人	

(８) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

(ア) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

児童福祉法における家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念から、本市においても養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討していく方向性です。策定要領に定められる里親等委託率の目標値を念頭に置きながら里親等委託を推進してきました。

里親等への児童の委託の際には、児童・里親それぞれの状況に応じてマッチングを行う必要があることから、里親等への委託を必要とする児童数以上の登録数を確保することが必要です。里親家庭は本計画を策定した令和２年度に比べて約４０家庭増加していますが、年齢、体調面をはじめ、個々の

家庭の事情等により、毎年一定数の登録辞退者も出ていることから、里親委託を推進していくためには、里親のリクルートに一層注力していくことが求められます。

(イ) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

現在、本市では2つのフォスタリング機関が主に養育里親、養子縁組里親それぞれのリクルート、アセスメント、養成研修の実施、委託後の家庭訪問等を含めた各種支援を実施しています。

また、乳児院等に配置された里親支援専門相談員がフォスタリング機関と連携を図りながら、施設における実習などを担い、里親人材の育成を図っています。

しかしながら、未委託里親へのフォローへの課題や、委託後の児童及び里親に対するニーズに沿った支援などが十分に行き届かず、子育てに困難感を抱いたり、やむを得ず委託解除になった事案等も存在することから、傾聴の機会や家庭訪問等を通じて里親に寄り添う支援の形が求められるところです。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について（ア）

里親等委託率・登録率・稼働率	委託率：3歳未満 50.0% 3歳以上就学前 43.8% 就学児 27.1% 全体 30.7% 登録率：94.9% 稼働率：35.9%
里親登録数 ファミリーホーム数	養育里親：127 家庭 専門里親（11 家庭：養育里親の内数） 養子縁組里親：79 家庭 親族里親：9 家庭 ファミリーホーム：2 か所
里親登録に係る児童福祉審議会開催回数	里親登録に係る児童福祉審議会を年間 6 回開催しました（19 家庭登録）。

○現在の整備・取組状況について（イ）

民間フォスタリング機関の設置数	平成 30 年度に 1 か所、令和 2 年度中に 1 か所開設を行い、令和 5 年度末時点、2 か所体制で運営しています。現在は里親制度等普及促進・リクルート事業、里親等研修・トレーニング事業、里親等委託推進事業及び里親訪問等支援事業を実施しています。
基礎研修・登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数・受講者数	未委託家庭向けの動機づけの研修や、子どもとのコミュニケーションスキル向上を題材にした研修など、2 か所のフォスタリング機関により、毎年テーマを決めて実施しています。
里親登録に係る児童福祉審議会開催回数	令和 5 年度は 6 回開催しています（19 家庭登録）。

ウ 資源の整備・取組方針

(ア) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

計画改定に当たり、里親当事者や施設職員、入所児童等に対するアンケートを実施していますが、リクルートに関し、社会的な認知度の向上のほか、地域住民や、学校、保育園など身近な関係機関が里親制度への理解・認識を深めることが、結果的に里親としての活動がしやすくなり、里親制度自体への理解が進むとともに、登録者の増加にも寄与するのではないかといった回答が見られました。

今後はリクルートの強化を行いながら、里親登録数や委託児童数を念頭に置きながら、里親委託率向上に向け取り組みを進めていきます。

また、あわせて小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）についても、実施者が養育里親であること等を要件にされていることから、一定の経験を積んだ養育里親の意向等を踏まえ、新たなファミリーホームの開設を目指していきます。

(イ) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

里親家庭を支援し、里親登録数の増加や、里親等への児童の委託を推進するにあたっては、里親及び児童を委託の前から、委託後、場合によっては児童の社会的自立において効果的に支援していくことが求められるところです。今般の児童福祉法の改正により都道府県等の事業として位置づけられた里親支援センターについて、求められる機能の整理や、実施する支援の内容など、設置に向けた検討を進めながら、里親支援方策の充実を目指していきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

■里親登録認定に係る児童福祉審議会の開催回数（里親部会）

年度	第2期	第3期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
児童福祉審議会第1部会の開催回数	4	4	4	4	4	6

■代替養育（里親等）の確保方策

（単位：世帯※ファミリーホームは定員数）

年度	第2期	第3期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
養育里親	157	168	179	190	201	127
専門里親（養育里親の内数）	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)	(11)
養子縁組里親	85	90	95	100	105	79
親族里親	10	11	12	13	14	9
里親登録数計	252	269	286	303	320	215
ファミリーホーム（定員数）	23	23	23	23	29	11
合計	275	292	309	326	349	226

■里親等への委託児童数の見込み

（単位：人）

年度	第2期	第3期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
養育里親	87	92	101	107	112	66
養子縁組里親	10	10	10	10	10	10
親族里親	10	11	12	13	14	12
ファミリーホーム	20	20	20	20	23	3
計（里親等）	127	133	143	150	159	91

■里親等への委託児童数の見込み（年齢別）

（単位：人）

年度	第 2 期	第 3 期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
就学前児童（3 歳未満）	24	24	25	25	25	11
就学前児童（3 歳以上）	29	32	32	32	33	21
就学児童	74	77	86	93	101	59
計	127	133	143	150	159	91

■里親等委託率の見込み

（単位：％）

年度	第 2 期	第 3 期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
就学前児童（3 歳未満）	75	75	76	76	76	50
就学前児童（3 歳以上）	69	74	74	74	75	44
就学児童	36	38	42	45	50	27
計	45	48	51	53	57	32

■里親登録率及び稼働率の見込み

（単位：％）

年度	第 2 期	第 3 期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
里親登録率	110.8%	118.6%	124.2%	130.2%	141.1%	94.9%
里親稼働率	40.9%	40.3%	41.0%	40.7%	40.4%	35.5%

※ 里親登録率とは、代替養育を必要とする子どもの数に対する里親等が受託可能な子どもの数のことをいい、次の算式により算定する。

（里親登録数×平均受託児童数＋ファミリーホームの定員数）÷里親等委託率対象児童数

※ 里親稼働率とは、里親等が受託可能な子どもの数に対する里親等へ委託されている子どもの数のことをいい、次の算式により算定する。

里親・ファミリーホームへの委託児童数÷（里親登録数×平均受託児童数＋ファミリーホームの定員数）

※平均受託児童数については、令和5年度末における数値（1.14人）を各年度の見込み値算定において使用している。

■フォスティング機関の設置数ほか

	第2期	第3期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
民間フォスティング機関の設置数	2	2	2	2	2	2
基礎研修・登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数	15	15	15	15	15	16
研修の受講者数	120	120	120	120	120	127

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

(ア) 施設で養育が必要なこども数の見込み

就学前の乳幼児については、里親等委託を進めつつ、医療的ケアが必要な場合など、ケアニーズの高い乳幼児等を中心として、施設での養育が必要であると考えています。また、特別養子縁組を前提とした場合などは乳児院での養育を経て、里親委託につなげる過程を経ることで、施設とのつながりや、その後のスムーズかつ継続的な支援に結びつきます。

今後里親委託が増えていく中で、委託児童の持つ発達特性や様々な課題に対応していくためには、里親と施設との連携を深めていくことも重要であり、一時的に施設での生活を行い、その間に施設や児童相談所の専門職がアセスメントを行うなど、里親、施設の両輪による児童への支援が求められます。

その他、近年は中・高校生の一時保護児童数が増加し、家庭への復帰が難しい児童も増えており、所属する学校の卒業を目指すなど、養護性の高い児童を児童養護施設において支援していくニーズが高まっています。生活の拠点の確保と、就労等をしながら社会的な自立を目指す自立援助ホームへの入居を求めるケースも増えてきています。そのため、施設等入所を必要とする児童が今後も一定数発生すると見込んでいます。

(イ) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

本市が所管する児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の各施設には児童指導員や保育士といった直接処遇を担う職員のほか、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員など多くの専門職が配置できる体制を構築しており、きめ細やかな支援を行うことができる体制を確保し、児童の養育を行っています。

これは本市においては、各施設が児童一人当たりに対する直接処遇の職員を国の定める配置基準に比して多く配置できるよう市加配の制度を充実させているためであり、結果として、より家庭的な環境で養育を行うことができるようにすることで、児童への支援の充実に努めています。一方で、近年、ケアニーズの高い乳児・児童の支援のため、さらに多くの職員の対応が必要であったり、より経験のある職員によるケアが必要な場面が多々見られます。ただ、保育士をはじめ、各専門職種については人材の確保が難しく、また、採用後数年で離職してしまう職員も毎年一定数いることから、職員の確保とともに、育成、定着まで一貫した人材育成のサイクルを構築していくことが求められます。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

小規模かつ地域分散化した施設数・入所児童数	本市所管の児童養護施設においては、小規模グループケアを導入しており、小規模化は完了しています。また、地域分散化を進めており、地域小規模児童養護施設を8カ所設置しています。入居児童数は、本園、分園あわせて合計152人です（令和5年度末）。
養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	家庭支援専門相談員（加算分）、心理療法担当職員、里親支援専門相談員を中心に、それぞれの専門性を活かしながら適宜各施設に配置しています。
養育機能強化のための事業実施施設数	入所する児童やその家族等に対して、治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション等により心理的ケアを実施しています。（令和5年度家族療法事業実施：5施設）
一時保護専用施設の整備施設数	現在も各施設において、必要に応じ一時保護委託の受け入れが可能です。今後は児童養護施設等の機能転換により、主に高校生等の年長児童を児童相談所一時保護所の代わりに受け入れ、学習権の保障や自立に向けた生活が行える環境の構築に向け、検討が必要です。
児童家庭支援センターの整備施設数（再掲）	6カ所
フォスタリング事業の実施施設数（再掲）	2カ所
妊産婦等生活援助事業の実施施設数（再掲）	1カ所
家庭支援事業を委託されている施設数	子育て短期利用事業：6カ所

ウ 資源の整備・取組方針

（ア）施設で養育が必要なこども数の見込み

施設等の定員については、意見聴取等措置などの対応により、代替養育が必要な児童等の意思や、保護者の意向を最大限尊重し、施設での生活を希望する場合にできる限り応えることや、発達に課題を抱える児童や心理面でのケアが必要な児童が増加した場合にも確実な対応を図ることのほか、特に乳児の急な一時保護委託の場合等にも確実に対応ができるよう、今後も必要な定員数を安定的に確保していきます。

一方、本市においては神奈川県や横浜市の施設についても協議により定員を確保している状況がありますが、現在入所している児童が措置解除になることで、確保していた定員が減少していく方向性であるため、地域小規模児童養護施設の整備を進め、減少した定員分の確保とともに、並行して施設の地域分散化を推進していきます。その他、ア（ア）で示したように、年長児童の生活の拠点として、自立援助ホームの整備を行うなど、長期化する一時保護への対応策を検討していく必要があります。

（イ）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

国の方針に従い、小規模かつ地域分散化を推進し、できる限り良好な家庭的環境を確保していくためには、本体施設である程度経験を積んだ職員が分園である小規模施設に分散配置されることになるため、一時的に本体施設機能への影響も予見されるところです。そのため、各施設における人材育成の方針などをもとに、数年先を見据えた安定的な人材の確保と育成、そして定着も踏まえた円滑なサイクルを作り出していくため、職員の処遇改善に関する制度のさらなる充実や、職員配置基準の見直し等を適宜行いながら、施設への必要な支援を続けていきます。

施設の小規模かつ地域分散化については、今後も地域小規模児童養護施設の設置を推進していくとともに、本体施設の多機能化や機能転換も見据えた形で、分園型小規模グループケアの導入も選択肢の1つとして検討し、児童の良好な生活環境の確保と、施設運営とのバランスを推進します。

施設の多機能化・機能転換については、本市の施設において併設する児童家庭支援センターと連携した地域の児童・家庭への相談支援やデイスティ、ショートステイの受け入れを継続して実施していくほか、里親支援、地域の関係団体への活動支援等、地域の児童福祉における重要な拠点としての役割も担っているため、今後の施設入所児童の状況を踏まえながら、多様な役割を円滑に果たせるよう環境整備を図ります。

その他、児童養護施設については、一部施設について小規模グループケアユニットの機能転換を図り、本体施設の一部を一時保護委託やショートステイ機能に転用することも検討するなど、施設機能の強化を推進していきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

■代替養育（施設等）の確保方策

（単位：人）

年度	第2期	第3期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
児童養護施設	156	156	156	156	156	162
地域小規模児童養護施設	54	60	60	60	66	42
乳児院	45	45	45	45	45	45
広域入所（県施設等）	37	32	27	22	17	48
計（児童養護施設・乳児院）	292	293	288	283	284	297
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	40
自立援助ホーム	12	18	18	18	24	12
広域入所（県施設等）	10	10	10	10	10	13
計（専門的施設）	62	68	68	68	74	65
合計	354	361	356	351	358	362

■施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

	第 2 期	第 3 期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
小規模施設の数	9	10	10	10	11	7	
小規模施設の入所児童数	48	50	50	50	52	35	
専門職（※）の加配施設数	7	7	7	7	7	7	
専門職（※）の加配職員数	25	25	25	25	25	22	
養育機能強化のための事業実施施設数	5	5	5	5	5	5	
児童家庭支援センターの設置施設数（再掲）	6	6	6	6	6	6	
妊産婦等生活援助事業の実施施設数（再掲）	1	1	1	1	1	—	

（※）心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、里親支援専門相談員、看護師等をいう。

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

里親家庭や施設に措置された児童は、児童福祉法の定めにより、原則として18歳まで（措置延長により20歳まで）に措置解除され、地域で生活することが求められますが、児童福祉法の改正により、児童自立生活援助事業の上限年齢が撤廃されたことにより、措置が解除された後も必要な支援を、今まで生活してきた施設や里親家庭において継続的に受けることができるようになり、支援の選択肢が増えました。

本市では社会的養護自立支援事業を平成30年度から実施し、進学等希望の児童に対しては進路相談のほか、各種奨学金の取得等に関する支援を実施してきたほか、措置解除後の方に対しては、自立した生活を支えるための生活スキルの向上、金銭面の管理のほか、就労の継続や、やむを得ず退職した際の課題の整理や再就労に向けた支援などを行ってきました。さらに、令和4年度からは施設等退所者どうしが交流できるイベントを事業者が主催で開催するなど、同じ立場の方どうしのつながりだけではなく、事業者と本人のつながりを維持し、困ったときに支援ができる関係づくりを進めてきました。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

児童自立生活援助事業の実施箇所数	法改正に伴い、令和6年度以降は類型ごとに整備を行います。なお、令和6年10月時点での実績は次のとおりです。 Ⅰ型：2か所 11名入居 Ⅱ型：1か所 2名入居 Ⅲ型：6か所 6名入居
社会的養護自立支援事業の整備箇所数	社会的養護自立支援事業として、平成30年度より事業を開始しています（1か所）。

※児童自立生活援助事業の類型について

- ・児童自立生活援助事業所Ⅰ型：法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）
- ・児童自立生活援助事業所Ⅱ型：母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設
- ・児童自立生活援助事業所Ⅲ型：小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）又は里親（親族里親を除く。）の居宅

ウ 資源の整備・取組方針

措置解除後、既に社会で活躍されている方々（ケアリーパー）へのアンケートからは、社会的養護自立支援事業の利用に関し、自身の経験等から、措置解除になる前の、高校生や中学生といった早期の段階からのキャリア教育や自立後の生活が円滑にいくような実践的な取り組みなどについての支援が有用であったという意見や、実際に自立した後も、精神面に関するサポートや、金銭面の管理、アドバイスなどが受けられる支援者の存在を評価する意見もありました。

また、施設等退所者の中には障害を有する方も一定程度存在することや、家庭との関係性が構築できない中で社会的自立を求められる場合も多いことから、児童自立生活援助の実施を通じて1人1人のニーズをしっかりと把握し、実情を常に把握しながら、継続的かつ現実的に即した支援を展開していく必要があります。その他、社会には出たものの、例えば職を失い、生活困窮に陥り、帰住先を失っている場合などに一時避難的かつ短期間の居場所の確保の実現に向け検討を進める等、あらゆる場合における支援が可能となるような事業内容の精査、拡充が求められます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第 2 期	第 3 期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
自立支援を必要とする社会的養護経験者数	20	20	20	20	20	20	
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1	1	1	1	1	1	
児童自立生活援助事業の実施箇所数	9	11	12	13	15	2	
児童自立生活援助事業の入居人数 (Ⅰ型)	12 (2か所)	18 (3か所)	18 (3か所)	18 (3か所)	24 (4か所)	12 (2か所)	
児童自立生活援助事業の入居人数 (Ⅱ型)	2 (1か所)	2 (1か所)	2 (1か所)	2 (1か所)	2 (1か所)	0	
児童自立生活援助事業の入居人数 (Ⅲ型)	6 (6 家庭)	7 (7 家庭)	8 (8 家庭)	9 (9 家庭)	10 (10 家庭)	0	

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

(ア) 児童相談所の体制強化に向けた取組の推進

児童相談所における児童虐待相談・通告件数は令和5年度は5,238件と増加傾向は続いており、関係機関との連携強化が進み、地域の関心が高まっている状況から、今後も増加が見込まれます。

国は平成28(2016)年に児童福祉司、児童心理司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定し、その後も平成30年、令和4年に児童相談所の体制強化のため各プランが策定されたところです。本市においても要保護児童等へのより適切な支援に向けて、国の示す配置基準等を踏まえながら、必要な児童福祉司・児童心理司を計画的に配置してきました。また、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる医師・保健師を継続配置するとともに、法的対応体制の強化のため弁護士や警察との連携を強化するため警察官を配置するなど、児童家庭相談体制の強化を図ってきました。

一方で、児童相談所職員の増加に伴い経験年数が浅い職員が増加しており、本市の児童相談所として求められる人材をどのように育成していくか、フォロー体制をどのように構築していくかが課題となっています。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

児童相談所における人材確保・育成	・令和4(2022)年12月に策定された国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童虐待相談対応件数に応じた児童福祉司・児童心理司、児童福祉司スーパーバイザーを計画的に配置しています。ま
------------------	--

	た、医師、弁護士、保健師等の職員を配置しそれぞれの専門性を発揮し、多職種による連携のもと支援を行っています。 ・児童相談所職員の人材育成については、児童相談所人材育成検討委員会ワーキング等において毎年研修や経験の浅い職員へのフォロー体制等を検討しています。 ・児童相談所職員の専門性の向上のため、児童福祉司任用後研修をはじめ、専門機能強化研修や外部へ派遣研修を行い、人材育成に取り組んでいます。
--	---

ウ 資源の整備・取組方針

今後においても、児童福祉司、児童心理司等の適切な配置に加え、令和4年改正児童福祉法に基づく一時保護開始時の司法審査が令和7年度までに導入されることも踏まえ、さらなる法的対応体制の強化、各区に位置付けられるこども家庭センターとの連携の強化等、児童虐待を取り巻く状況を踏まえながら、体制整備を継続していきます。

人員配置と併せて、児童相談所職員に求められる業務上の知識や技術の習得や専門性の向上等のため、児童相談所人材育成検討委員会ワーキング等での検討の継続や様々な研修を実施しながら人材育成を推進していきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		R5 (2023)
児童相談所の管轄人口	1,582,100	→	→	→	→		
南部児童相談所	691,200	→	→	→	→		
中部児童相談所	481,300	→	→	→	→		
北部児童相談所	409,600	→	→	→	→		
第三者評価を実施している児童相談所数	0か所	1か所	2か所	3か所	3か所		0か所
児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修の受講者数	26人	26人	26人	26人	26人		27人

(12) 障害児入所施設における支援

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

障害児入所施設においても、虐待を受けた児童が生活をしており、個々の児童が有する障害への正確な理解と、障害特性に応じた環境を整備するとともに、できる限り良好な家庭的環境での生活の場を提供していく必要があります。本市では福祉型障害児入所施設において、既に個室を中心とした生活の場を提供しており、性別や年齢ごとに複数のユニットに分かれて生活をしています。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1施設
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50名

ウ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		R5 (2023)
「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1	1	1	1	1		1
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50	50	50	50	50		50

資料編

1 計画策定の経過

「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章の改定にあたっては、庁内における検討体制とあわせて、川崎市子ども・子育て会議において検討を行いました。

<川崎市子ども・子育て会議>

開催日等	計画策定に関連する主な内容
令和6年8月7日	第1回川崎市子ども・子育て会議 計画推進部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う人口推計と量の見込みについて
令和6年9月20日	第2回川崎市子ども・子育て会議 計画推進部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について
令和6年10月30日	第2回川崎市子ども・子育て会議 計画推進部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について
令和6年12月4日	第2回川崎市子ども・子育て会議 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）の策定について

<川崎市こども施策庁内推進本部会議>

開催日等	計画策定に関連する主な内容
令和6年7月12日	第2回川崎市こども施策庁内推進本部会議 検討部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章の改定について
令和6年9月2日	第5回川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章の改定について
令和6年10月23日	第6回川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章の改定について
令和6年11月12日	第3回川崎市こども施策庁内推進本部会議兼第6回政策・調整会議 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）の策定について
令和7年1月14日	第9回川崎市こども施策庁内推進本部会議 検討部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）の策定に係るパブリックコメント実施結果について
令和7年1月28日	第4回川崎市こども施策庁内推進本部会議兼第10回政策・調整会議 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章の改定について

2 川崎市子ども・子育て会議委員名簿

令和6年10月1日時点（五十音順・敬称略）

役職	部会	氏名	選出区分	所属等
	★	石井 宏之	子育て支援従事者	公益財団法人川崎市生涯学習財団 理事長
	■	一瀬 早百合	学識経験者	和光大学現代人間学部 教授
	■	稲富 正行	労働者代表	川崎地域連合 副議長 ／富士通労働組合プロダクトグループ サブグループ長
	◆	今岡 健太郎	市民委員	公募委員
	◆	奥村 尚三	子育て支援従事者	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会施設部会保育協議会 会長
	★	河村 麻莉子	子育て支援従事者	特定非営利活動法人 子育て支えあいネットワーク満 理事
	◆	小林 雅之	子育て支援従事者	川崎市ふじみ園
○	■ ◆	佐藤 康富	学識経験者	東京家政大学 ／東京家政大学短期大学部児童学科保育科 教授
	★	三瓶 清美	事業主代表	川崎商工会議所 専務理事
	★	塩見 郁美	市民委員	公募委員
	■	柴田 頼子	学識経験者	学校法人鷗友学園女子中学高等学校 特別顧問
	◆	石渡 宏之	子育て支援従事者	公益社団法人川崎市幼稚園協会 会長
	◆	関口 博仁	子育て支援従事者	公益社団法人川崎市医師会 副会長
	■	丹野 清人	学識経験者	東京都立大学人文社会学部人間社会学科 教授
	◆	長南 康子	認定こども園	田園調布学園大学みらいこども園 顧問
	■ ◆	坪井 葉子	学識経験者	洗足こども短期大学幼児教育保育科 教授
	★	山本 友彦	子育て支援従事者	川崎市青少年指導員連絡協議会 理事
◎	■	村井 祐一	学識経験者	田園調布学園大学人間福祉学部 学部長 ／社会福祉学科 教授
	◆	森田 博史	子育て支援従事者	川崎認定保育園協議会 副会長
	■	山崎 浩一	学識経験者	フェリス学院大学文学部コミュニケーション学科 准教授
	★	横島 正志	子育て支援従事者	川崎市民生委員児童委員協議会 常任理事
	■ ★	吉田 弘道	学識経験者	専修大学 名誉教授

※1 役職 ◎：会長 ○：副会長

※2 部会 ■：計画推進部会 ◆教育・保育推進部会 ★子ども・子育て支援推進部会

3 川崎市子ども・子育て会議条例

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- （2） 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に基づき意見を述べること。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 法第6条第2項に規定する保護者
- （3） 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （4） 事業主を代表する者
- （5） 労働者を代表する者
- （6） その他市長が必要と認める者

3 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年12月18日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 川崎市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項に規定する意見を述べることができる。

附 則(平成27年12月17日条例第74号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日条例第10号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4 川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

（設置の目的）

第1条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」を目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に関すること。
- （2）青少年施策及び子どもの権利施策並びに保育・幼児教育施策、待機児童対策施策、児童家庭支援施策その他子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- （3）その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 推進本部会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、市長をもって充てる。
- 3 副議長は、担当副市長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議）

第4条 推進本部会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

（検討部会）

第5条 推進本部会議に付議する事項について、調査、検討及び意見調整をするため、推進本部会議に川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

- 2 検討部会は、検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員（以下「構成員」という。）で構成する。
- 3 検討部会の部会長は、検討項目の内容に応じて、こども未来局長が指名する。
- 4 部会長は、会務を総理する。
- 5 検討部会の副部会長は、部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 構成員のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 検討部会は、部会長が招集する。

9 部会長は、緊急を要する場合その他必要と認める場合には、会議の概要等を記載した書面により、構成員の意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって、検討部会の決定に代えることができる。この場合においては、部会長はその結果を書面により速やかに構成員に報告するものとする。

（事務局）

第6条 推進本部会議及び検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年10月20日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 川崎市待機児童対策推進本部会議設置要綱（25川市保推第364号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議

◎	市長
○	担当副市長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	健康福祉局長
	こども未来局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局：企画課

5 パブリックコメント手続実施結果（概要）

（１）概要

川崎市では、子ども・若者への支援や子育て支援を総合的に推進していくため、令和7（2025）年度から5年間を計画期間とする「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）をとりまとめ、広く市民の皆様の御意見を募集しました。その結果、58通（意見総数91件）の御意見をいただきました。

（２）意見募集の概要

題名	「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）
意見の募集期間	令和6年 11 月 25 日（月）～令和6年 12 月 24 日（火） 30 日間
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	◇市ホームページ ◇市政だより（令和6（2024）年12月号） ◇かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ◇関係施設（地域子育て支援センター、保育所、幼稚園、こども文化センター、児童養護施設）において案内を掲出 ◇各附属機関等での説明 等

（３）結果の概要

◇意見提出数 58 通（電子メール 53 通、ファックス 5 通）

◇意見件数 91 件

項 目	A	B	C	D	E	件数
1 教育・保育の量の見込み・確保方策に関する こと	0	0	1	5	0	6
2 地域子ども・子育て支援事業に関する こと	0	1	0	4	0	5
3 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室 の量の見込み・確保方策に関する こと	0	0	0	29	0	29
4 社会的養育推進計画に関する こと	0	0	20	24	0	44
5 その他	0	0	0	0	7	7
合 計	0	1	21	62	7	91

【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他

（４）意見の内容と対応

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）にの内容に対する意見として、寄せられた意見が案に沿ったものや今後の参考とするもの、要望等でありましたことから、所要の整備を行った上で案のとおり「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版を策定しました。

6 「川崎市総合計画第3期実施計画」における 施策の成果指標の進行管理上の取扱い

次の事業については、「川崎市総合計画第3期実施計画」において施策の成果指標として設定しているところであり、第3期実施計画の進行管理においては、現行の目標値とあわせて、新たに設定した数値も活用し、評価を行うこととします。

地域子育て支援事業

指標名	目標実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
ふれあい子育てサポートセンターの利用者数	目標	13,523	13,234	13,036	12,948	人



本計画 P51

10,490

妊婦・乳幼児健康診査事業

指標名	目標実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
乳幼児健康診査の受診者数	目標	57,503	57,233	56,491	56,268	件



52,726

母子保健指導・相談事業

指標名	目標実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
養育支援訪問（乳幼児訪問指導）の実施件数	目標	2,077	2,097	2,129	2,176	人



本計画 P45

3,008

指標名	目標実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
産後ケア事業の利用人数	目標	2,000	2,150	2,300	2,450	人



本計画 P53

6,846

第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン 第6章改定版

令和7（2025）年 月

編集 川崎市こども未来局総務部企画課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-1134
FAX 044-200-3190
Eメール 45kikaku@city.kawasaki.jp